

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和6年3月1日

【発行者名】 UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド（注1）
（UBS Management（Cayman） Limited）

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・バークホルダー
（Director, Brian Burkholder）

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、ウグランド・ハウス、私書箱309
（P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安 達 理
同 橋 本 雅 行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 岡 田 春 奈
同 中 村 美 子
同 石 丸 莉 誇
同 餅 原 波 音

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03（6775）1000

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅲ（注2）—
マイスターズ・コレクション
（UBS Universal Trust（Cayman）Ⅲ—
Meister's Collection）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】 資産成長型：
20億米ドル（約2,795億円）を上限とします。
毎月分配型：
20億米ドル（約2,795億円）を上限とします。

（注）米ドルの円貨換算は、2023年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝139.77円）によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

（注1）クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッドは、2024年3月1日付で、UBS マネジメント（ケイマン）リミテッドに名称を変更しました。

（注2）クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅲは、2024年3月1日付で、UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅲに名称を変更しました。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年4月28日付で提出した有価証券届出書（2023年7月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。）について、2024年3月1日付でファンドおよび管理会社の名称が変更され、ならびに同日付で報酬代行会社および代行協会の異動がありましたので、これらに関する記載を訂正するため、またその他の記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

別段の記載がない限り、訂正箇所を下線（下線の既に付してある見出しに関しては二重下線）または傍線で示します。

表紙

<訂正前>

(前略)	
発行者名	<u>クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド</u> (<u>Credit Suisse</u> Management (Cayman) Limited)
(中略)	
届出の対象とした募集（売 出）外国投資信託受益証券に 係るファンドの名称	<u>クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）III－</u> <u>マイスターズ・コレクション</u> (<u>Credit Suisse</u> Universal Trust (Cayman) III- Meister ' s Collection) (後略)

<訂正後>

(前略)	
発行者名	<u>UBS</u> マネジメント（ケイマン）リミテッド <u>(注1)</u> (<u>UBS</u> Management (Cayman) Limited)
(中略)	
届出の対象とした募集（売 出）外国投資信託受益証券に 係るファンドの名称	<u>UBS</u> ユニバーサル・トラスト（ケイマン）III <u>(注2)</u> － <u>マイスターズ・コレクション</u> (<u>UBS</u> Universal Trust (Cayman) III- Meister ' s Collection) (中略)

(注1) クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッドは、2024年3月1日付で、UBSマネジメント（ケイマン）リミテッドに名称を変更しました。

(注2) クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）IIIは、2024年3月1日付で、UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）IIIに名称を変更しました。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

<訂正前>

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）III－マイスターズ・コレクション
(Credit Suisse Universal Trust (Cayman)III- Meister ' s Collection)

(注) マイスターズ・コレクション（以下「ファンド」といいます。）は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）III（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。

<訂正後>

UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）III－マイスターズ・コレクション

(UBS Universal Trust (Cayman)III- Meister's Collection)

(注) マイスターズ・コレクション（以下「ファンド」といいます。）は、UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）III（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。

（２）外国投資信託受益証券の形態等

<訂正前>

（前略）

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

受益証券は追加型です。

<訂正後>

（前略）

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

受益証券は追加型です。

（１２）その他**（ロ）引受等の概要**

<訂正前>

（前略）

② 管理会社は、クレディ・スイス証券株式会社（以下「代行協会員」といいます。）をファンドに関して代行協会員に指定しています。

(注) 「代行協会員」とは、外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券１口当たり純資産価格の公表を行い、またファンドに関する財務書類その他の書類を受益証券を販売する日本の証券会社または銀行に配布する等の業務を行う協会員をいいます。

<訂正後>

（前略）

② 管理会社は、UBS証券株式会社（以下「代行協会員」といいます。）をファンドに関して代行協会員に指定しています。

(注１) 「代行協会員」とは、外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券１口当たり純資産価格の公表を行い、またファンドに関する財務書類その他の書類を受益証券を販売する日本の証券会社または銀行に配布する等の業務を行う協会員をいいます。

(注２) 代行協会員は、2024年３月１日付で、UBS証券株式会社に変更しました。以下同じです。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

<訂正前>

（1）ファンドの目的及び基本的性格

（中略）

b. ファンドの特色

（中略）

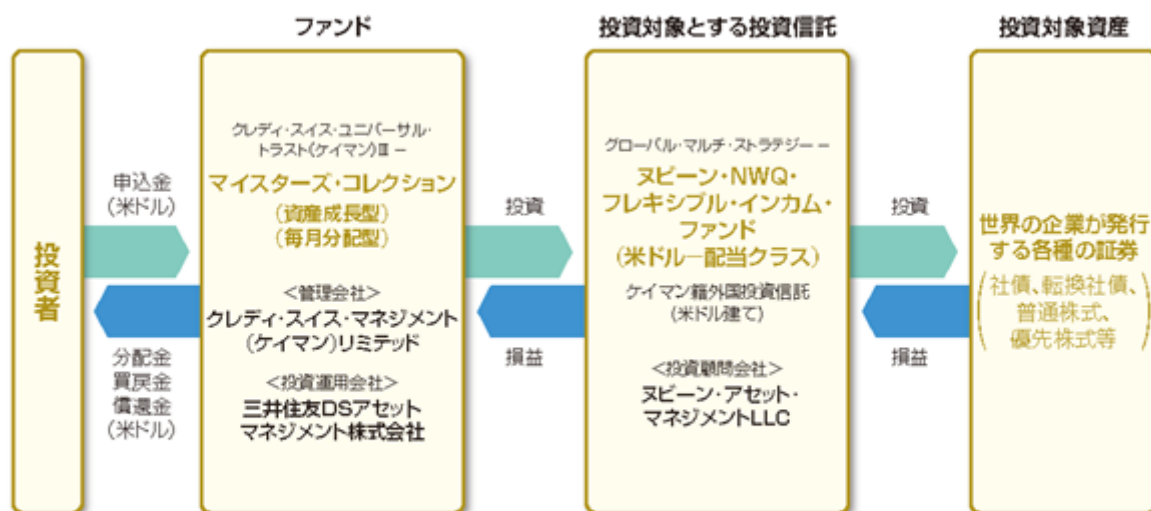
信託証書に基づき、クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は、当該信託証書の条件に従って、ファンドの為に異なるクラスおよび／もしくはシリーズの受益証券の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

（中略）

（2）ファンドの沿革

2000年1月4日	管理会社の設立
2013年12月2日	基本信託証書締結
2014年7月1日	修正信託証書締結
2014年11月24日	修正信託証書締結
2014年12月29日	修正信託証書締結
2018年8月3日	補遺信託証書締結
2018年9月28日	ファンドの運用開始

- ・ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※「グローバル・マルチ・ストラテジー – スピーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド(米ドルー配当クラス)」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、世界の企業が発行する各種の証券(社債、転換社債、普通株式、優先株式等)となります。

② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド (Credit Suisse Management (Cayman) Limited)	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。
エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加え、ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運用について規定しています。
三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店 (Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch))	保管会社	2018年8月8日付で受託会社とスミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッド（以下「旧保管会社」ということがあります。）の間で締結の保管契約（注1）において、保管会社の業務について規定しています。2020年3月2日付で受託会社、旧保管会社および保管会社の間で締結の更改証書（以下「更改証書」といいます。）により、旧保管会社の権利、義務および責任は、保管会社に更改されました。
エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)	管理事務代行会社	2018年8月9日付で受託会社との間で締結の管理事務代行契約（注2）において、ファンドの管理事務代行業務について規定しています。
クレディ・スイス証券株式会社	代行協会員	2018年8月6日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約（注3）において、代行協会員として提供する業務について規定しています。
株式会社三井住友銀行	日本における販売会社	2018年8月8日付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約（注4）において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
クレディ・スイス・インターナショナル (Credit Suisse International)	報酬代行会社	2018年8月8日付で受託会社との間で締結の報酬代行会社任命契約（注5）において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	投資運用会社	2018年8月8日付で管理会社および受託会社との間で締結の投資運用契約（注6）において、投資運用業務および管理会社代行サービス業務について規定しています。

- (注1) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。
- (注2) 管理事務代行契約とは、管理事務代行会社がファンドに関する日々の管理事務業務を提供することを約する契約です。
- (注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本法および／または日本証券業協会により要請されるファンドの財務書類の備置等の業務を提供することを約する契約です。
- (注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻業務を提供することを約する契約です。
- (注5) 報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した契約です。
- (注6) 投資運用契約とは、管理会社、受託会社および投資運用会社との間で、投資運用業務および管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約です。

③ 管理会社の概況

管理会社：	クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド (Credit Suisse Management (Cayman) Limited)	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法（その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2023年5月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル（約10,273万円）です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立	
5. 大株主の状況	クレディ・スイス（香港）リミテッド （香港、クーロン、オースティン・ロード・ウェスト1番、 インターナショナル・コマース・センター88階）	735,000株 （100%）

(注) 米ドルの円貨換算は、2023年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝139.77円）によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

<訂正後>

（１）ファンドの目的及び基本的性格

(中略)

b. ファンドの特色

(中略)

信託証書に基づき、UBS マネジメント（ケイマン）リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は、当該信託証書の条件に従って、ファンドの為に異なるクラスおよび／もしくはシリーズの受益証券の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

(中略)

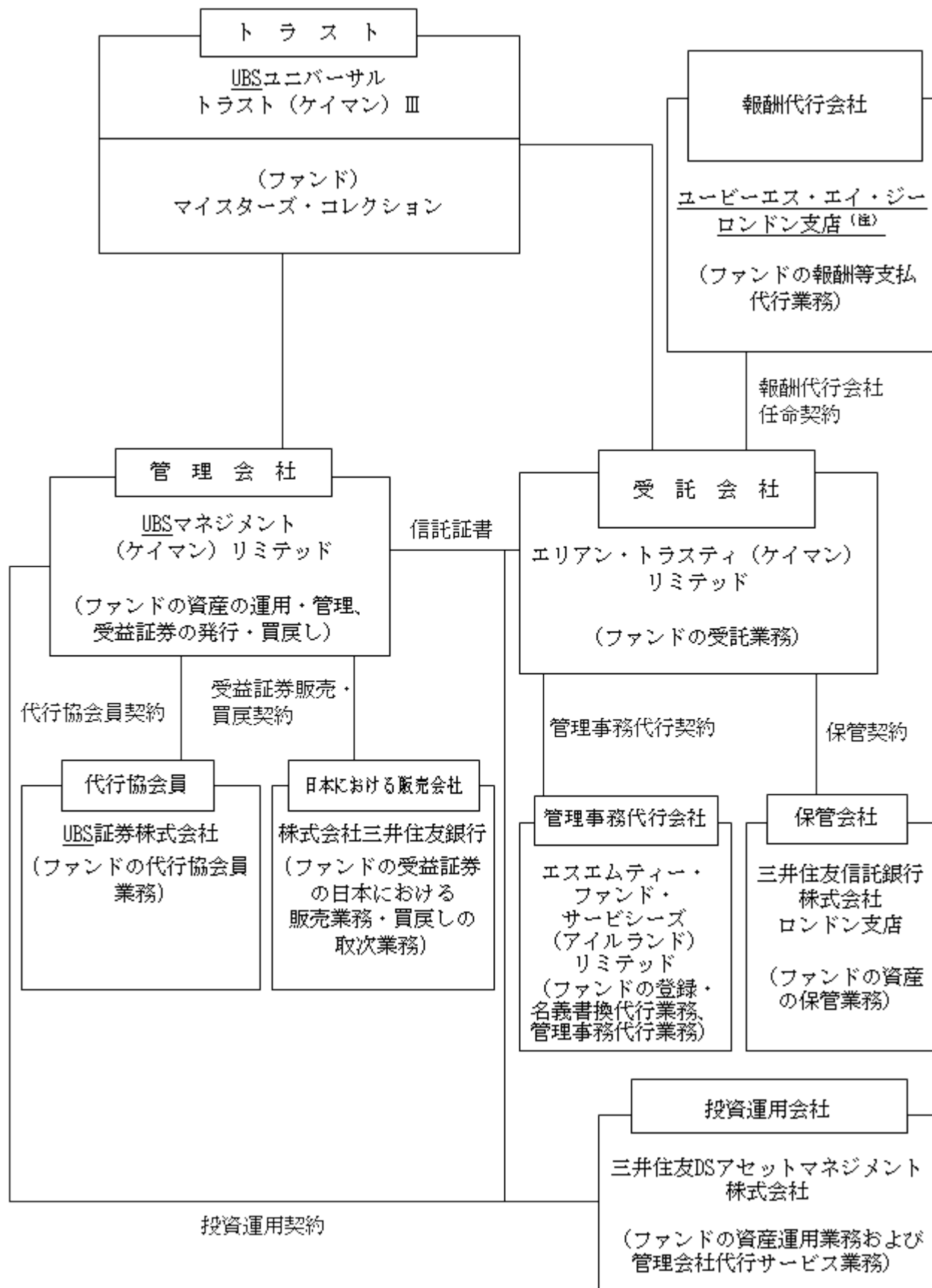
（２）ファンドの沿革

2000年1月4日	管理会社の設立
2013年12月2日	基本信託証書締結
2014年7月1日	修正信託証書締結
2014年11月24日	修正信託証書締結
2014年12月29日	修正信託証書締結
2018年8月3日	補遺信託証書締結
2018年9月28日	ファンドの運用開始
2024年3月1日	修正信託証書締結

「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅲ」から「UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅲ」に名称変更

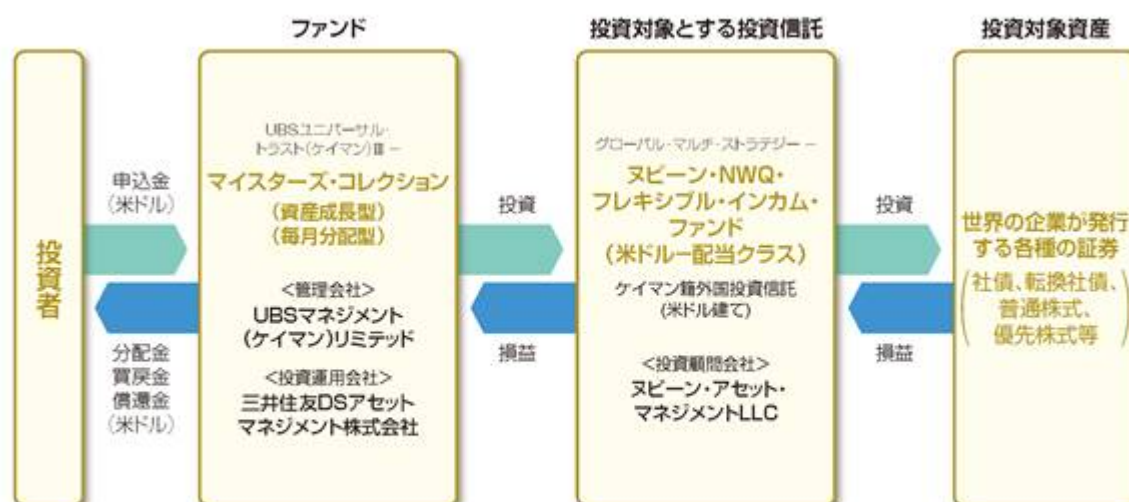
（３）ファンドの仕組み

① ファンドの仕組み



(注) 報酬代行会社は、2024年3月1日付で、ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店に変更しました。以下同じです。

- ・ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※「グローバル・マルチ・ストラテジー - ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド(米ドル・配当クラス)」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、世界の企業が発行する各種の証券(社債、転換社債、普通株式、優先株式等)となります。

② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。
エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加え、ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運用について規定しています。
三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店 (Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch))	保管会社	2018年8月8日付で受託会社とスミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッド（以下「旧保管会社」ということがあります。）の間で締結の保管契約（注1）において、保管会社の業務について規定しています。2020年3月2日付で受託会社、旧保管会社および保管会社の間で締結の更改証書（以下「更改証書」といいます。）により、旧保管会社の権利、義務および責任は、保管会社に更改されました。
エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)	管理事務代行会社	2018年8月9日付で受託会社との間で締結の管理事務代行契約（注2）において、ファンドの管理事務代行業務について規定しています。
UBS証券株式会社	代行協会員	2024年2月22日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約（注3）において、代行協会員として提供する業務について規定しています。
株式会社三井住友銀行	日本における販売会社	2018年8月8日付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約（注4）において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch)	報酬代行会社	2024年2月28日頃に受託会社との間で締結の報酬代行会社任命契約（注5）において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	投資運用会社	2018年8月8日付で管理会社および受託会社との間で締結の投資運用契約（注6）において、投資運用業務および管理会社代行サービス業務について規定しています。

（注1）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

- （注2）管理事務代行契約とは、管理事務代行会社がファンドに関する日々の管理事務業務を提供することを約する契約です。
- （注3）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本法および／または日本証券業協会により要請されるファンドの財務書類の備置等の業務を提供することを約する契約です。
- （注4）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻業務を提供することを約する契約です。
- （注5）報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した契約です。
- （注6）投資運用契約とは、管理会社、受託会社および投資運用会社との間で、投資運用業務および管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約です。

③ 管理会社の概況

管理会社：	UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法（その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2023年5月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル（約10,273万円）です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立 2024年3月1日「クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド」から「UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド」に名称変更	
5. 大株主の状況	クレディ・スイス（香港）リミテッド （香港、クーロン、オースティン・ロード・ウェスト1番、 インターナショナル・コマーセ・センター88階）	735,000株 （100%）

（注）米ドルの円貨換算は、2023年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝139.77円）によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

2 投資方針

（3）運用体制

<訂正前>

管理会社は、取締役会を随時開催し、投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社であるエリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド、管理事務代行会社であるエスエムティー・ファンド・サービシズ（アイルランド）リミテッド、保管会社である三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店、報酬代行会社であるクレディ・スイス・インターナショナルならびに投資運用会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社の社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

管理会社の取締役は、以下の通りです。

ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、クレディ・スイス・インベストメント・ソリューションズ・ストラクチャリング・チームの一員であり、チューリッヒのクレディ・スイスの取締役です。パパベリン氏は、香港において、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレクサンダー・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在、投資信託、SPVおよび保険商品を含むクレディ・スイスの包括ソリューションの世界的な開発責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCAIAの資格も保有しています。

ヴィジャヤバラ（「バラ」）・ムルゲス氏

バラ・ムルゲス氏は、プレミア・フィデューシャリー・サービシズ（ケイマン）リミテッドの取締役で、かつてはオジェ・フィデューシャリー・サービシズ（ケイマン）リミテッド（以下「OFS」といいます。）のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において20年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ビークルの取締役を歴任しており、また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

OFSでは、取締役、登録名義書換代理人（以下「RTA」といいます。）およびコーポレート・サービスの各チームを率い、事業開発、RTA/株主サービス部門の設立、および部門全体での最高水準の顧客サービスの維持について責任を負っていました。

1996年から2004年まで、ムルゲス氏は、ケイマン諸島においてクラス「A」ライセンスを取得した銀行であるカレドニアン・バンク・アンド・トラスト・リミテッドにおいて副マネージング・ディレクターを務め、主として銀行およびプライベート・クライアントについて責任を負っていました。それ以前は、ケイマン諸島におけるクラス「A」銀行であるバターフィールド・バンクのアシスタント・マネージャーを務め、トレジャリー・サービスについて責任を負っていました。

ムルゲス氏は、科学の修士号を取得しており、カナダ銀行家協会のアソシエイトを務めています。また、オルタナティブ投資運用協会（AIMA）に所属し、ケイマン諸島金融庁の登録ディレクターも務めています。ムルゲス氏は、ケイマン諸島の公証人であり、ケイマン諸島国家年金局に所属しています。

ブライアン・バークホルダー氏

ブライアン・バークホルダー氏は、ケイマン諸島のHFファンド・サービシズ・リミテッドに勤めています。それ以前は、UBSファンド・サービシズ（ケイマン）リミテッドのマネージング・ディレクターと、ケイマン諸島シングル・マネージャー部門のヘッドを務めていました。バークホルダー氏は、2000年にUBSファンド・サービシズに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、バークホルダー氏は、ファンド・

サービス・アメリカズ内のシングル・マネージャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っていました。UBSファンド・サービスでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービス・アメリカズの経営委員会に所属していました。この他、パークホルダー氏は、UBSファンド・サービス（ケイマン）リミテッドを含む様々なUBS出資企業において取締役を務めていました。UBSに入社する以前は、KPMGのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび金融機関の監査に注力していました。パークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2023年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

管理会社は、取締役会を随時開催し、投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社であるエリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド、管理事務代行会社であるエスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド、保管会社である三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店、報酬代行会社であるユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店ならびに投資運用会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社の社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

管理会社の取締役は、以下の通りです。

ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、UBSグローバル・マーケッツ・ストラクチャリング・チームの一員であり、チューリッヒのUBSのエグゼクティブ・ディレクターです。パパベリン氏は、香港において、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレン・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在、投資信託、SPVおよび保険商品を含むUBSの包括ソリューションの世界的な開発責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCAIAの資格も保有しています。

ヴィジャヤバラ（「バラ」）・ムルゲス氏

バラ・ムルゲス氏は、プレミア・フィデューシャリー・サービス（ケイマン）リミテッドの取締役で、かつてはオジェ・フィデューシャリー・サービス（ケイマン）リミテッド（以下「OFS」といいます。）のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において20年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ビークルの取締役を歴任しており、また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

OFSでは、取締役、登録名義書換代理人（以下「RTA」といいます。）およびコーポレート・サービスの各チームを率い、事業開発、RTA／株主サービス部門の設立、および部門全体での最高水準の顧客サービスの維持について責任を負っていました。

1996年から2004年まで、ムルゲス氏は、ケイマン諸島においてクラス「A」ライセンスを取得した銀行であるカレドニアン・バンク・アンド・トラスト・リミテッドにおいて副マネージング・ディレクターを務め、主として銀行およびプライベート・クライアントについて責任を負っていました。それ以前は、ケイマン諸島におけるクラス「A」銀行であるバターフィールド・バンクのアシスタント・マネージャーを務め、トレジャリー・サービスについて責任を負っていました。

ムルゲス氏は、科学の修士号を取得しており、カナダ銀行家協会のアソシエイトを務めています。また、オルタナティブ投資運用協会（AIMA）に所属し、ケイマン諸島金融庁の登録ディレクター

も務めています。ムルゲス氏は、ケイマン諸島の公証人であり、ケイマン諸島国家年金局に所属しています。

ブライアン・パークホルダー氏

ブライアン・パークホルダー氏は、ケイマン諸島のHFファンド・サービスズ・リミテッドに勤めています。それ以前は、UBSファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッドのマネージング・ディレクターと、ケイマン諸島シングル・マネージャー部門のヘッドを務めていました。パークホルダー氏は、2000年にUBSファンド・サービスズに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、パークホルダー氏は、ファンド・サービスズ・アメリカズ内のシングル・マネージャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っていました。UBSファンド・サービスズでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービスズ・アメリカズの経営委員会に所属していました。この他、パークホルダー氏は、UBSファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッドを含む様々なUBS出資企業において取締役を務めていました。UBSに入社する以前は、KPMGのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび金融機関の監査に注力していました。パークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2023年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 投資リスク

参考情報

本項を以下のとおり更新します。

■ 参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

資産成長型

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



※年間騰落率は、基準通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※資産成長型は、分配を行う予定がなく、分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)
 日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)
 先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)
 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しております。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC. から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co. から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。当ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

毎月分配型

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

※年間騰落率は、基準通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(課税前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の1口当たり純資産価格および実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (米ドルベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)

日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本) (米ドルベース)

先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本) (米ドルベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しております。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX) (配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (米ドルベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)をMSCI INC. から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本) (米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本) (米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co. から、それぞれ取得しているとのこと。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。当ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

(4) クレディ・スイス証券株式会社（「代行協会員」）

(イ) 資本金の額

2023年2月末日現在 781億円

(ロ) 事業の内容

クレディ・スイス証券株式会社は、クレディ・スイスの日本における拠点として、総合的に証券・投資銀行業務を展開しています。日本での長い経験とグローバルな実績をもとに、株式、債券、コーポレート・アドバイザー、ファイナンス、プライベート・エクイティ、オルタナティブなど、多岐にわたるサービスを提供しています。

(中略)

(6) クレディ・スイス・インターナショナル (Credit Suisse International)（「報酬代行会社」）

(イ) 資本金の額

2023年2月末日現在の払込済株式資本は、11,366百万米ドル（約1兆5,500億円）です。

(ロ) 事業の内容

英国法の下で設立された英国に住所を有する銀行であるクレディ・スイス・インターナショナル（以下「C S I」といいます。）は1990年5月9日に、1985年会社法に従ってイングランドおよびウェールズで設立されました（登記番号2500199）。1990年7月6日には、「クレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ」という社名の無限責任会社に登記が変更され、2000年3月27日に「クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナル」に、2006年1月16日に「クレディ・スイス・インターナショナル」に社名が変更されました。

C S Iは、プルーデンス規制機構（以下「P R A」といいます。）の認可を受けており、英国金融行為監督機構およびP R Aによる規制を受けています。

C S Iは、スイス法に基づき株式会社（Aktiengesellschaft）として設立された持株会社であるUBSグループ・エイ・ジーの間接完全子会社です。C S Iの登記上の本店はロンドンにあり、ワン・カボット・スクウェア、ロンドン、E14、4QJに位置し、電話番号は +44 (0)20 7888 8888です。C S Iの取引主体識別子（L E I）は、E58DKGMJYYYJLN8C3868です。

C S Iは無限責任会社であり、このため同社株主は、同社の清算時にその資産に不足分がある場合、それに対応するための連帯無限責任を負います。同社資産に不足分がある場合にそれに対応するための株主の連帯無限責任は、同社の清算時においてのみ適用します。よって、その清算までは、有価証券の保有者は同社資産に対してのみ償還請求権を有し、その株主の資産については当該請求権を有しません。

C S Iは1990年7月16日に事業を開始しました。同社の主たる事業は銀行業（金利、外国為替、株式、商品、および信用に連動するデリバティブ商品の取引を含みます。）です。同社の主たる目的は、包括的な資金およびリスク管理のデリバティブ商品サービスを提供することです。同社はあらゆる種類のデリバティブ商品を提供することにより世界中のデリバティブ市場で大きな存在感を確立し、顧客ニーズならびに基本となる市場の変化に対応した新商品開発を継続しています。その事業は、クレディ・スイス・エイ・ジー（Credit Suisse AG）のグローバルマーケット部門、インベストメント・バンキング部門およびキャピタルマーケット部門の一環として行われています。

C S Iは、チューリッヒに本拠をおく世界有数の金融グループであるクレディ・スイス・グループの一員です。クレディ・スイスは、世界40ヵ国余りで事業を展開するグローバルな金融グループです。世界有数のウェルス・マネジメントを中核に、インベストメント・バンキング、ス

イス・バンク、アセット・マネジメントの四分野において、世界中の事業法人、機関投資家、富裕層個人顧客、またスイス国内の一般個人顧客に多彩な金融サービスを提供しています。

<訂正後>

（前略）

(4) UBS証券株式会社（「代行協会員」）

(イ) 資本金の額

2023年12月1日現在 約347億円

(ロ) 事業の内容

代行協会員は日本の証券会社であり、ユービーエス・エイ・ジーの完全子会社です。

代行協会員は、金融商品取引法に基づく登録を受けた金融商品取引業者です。管理会社は、日本法、特にJSDAが採用する外国証券の取引に関する規則を遵守するため、代行協会員を任命しています。代行協会員は、代行協会員契約に基づき、受託証券に関する日本語の目論見書の日本における販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本法および／またはJSDAの規則により要請される日本におけるファンドの財務書類の備置について責任を負います。

(ハ) 異動の理由

代行協会員の属するクレディ・スイス・グループのUBSグループとの統合に伴い、代行協会員を変更するため。

（中略）

(6) ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch)（「報酬代行会社」）

(イ) 資本金の額

2023年9月30日現在 386百万米ドル（約539億5,122万円）

(ロ) 事業の内容

ユービーエス・エイ・ジーは1978年2月28日にエスビーシー・エイ・ジーという名称により存続期間を無期限として設立され、同日にカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されました。1997年12月8日、同社は商号をユービーエス・エイ・ジーに変更しました。同社は、1998年6月29日にスイス・ユニオン銀行（1862年設立）とスイス銀行コーポレイション（1872年設立）が合併して現在の形となりました。ユービーエス・エイ・ジーは、カントン・チューリッヒおよびカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されています。登記番号は、CHE-101.329.561です。

ユービーエス・エイ・ジーは、スイスで設立され、スイスに本拠地を置き、スイス法に基づき株式会社（Aktiengesellschaft）として事業を行っています。また、関連するスイス法令上のコーポレート・ガバナンス要件をすべて遵守しています。ユービーエス・エイ・ジーは、ニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」といいます。）に上場している債券を有する外国民間発行体として、外国民間発行体に適用されるNYSEのコーポレート・ガバナンス基準も遵守しています。

ユービーエス・エイ・ジーは、UBSグループの持株会社であるUBSグループ・エイ・ジーが100%所有しています。ユービーエス・エイ・ジーは、4つの事業部門（グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメントおよびインベストメント・バンク）およびグループ・ファンクションを有し、グループとして事業を行っています。ユービーエス・エイ・ジーの目的は銀行の運営です。その業務範囲は、スイス国内外におけるあらゆる種類の銀行業務、金融業務、アドバイザー業務、トレーディング業務およびサービス業務に及びます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において、支店および駐在員事務所ならびに銀行、金融会社およびその他のあらゆる種類の企業を設立し、これらの企業の持分を保有し、その管理を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において不動産および建物に関する権利の取得、抵当権設定および売却を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、資本市場で資金の借入れおよび投資を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、グループ親会社であるUBSグループ・エイ・ジーが支配する企業グループに属しています。同社は、グループ親会社または他のグループ会社の利益を促進する場合があります。

す。また、グループ会社のために貸付、保証その他の種類の融資や担保を提供する場合もあります。

ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、1998年に設立され、ユービーエス・エイ・ジーの支店です。設立番号BR004507でイングランドおよびウェールズにおいて登録されており、その登記上の事務所は、EC2M、2QS、英国、ロンドン、ブロードゲート5です。ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、スイス金融市場監督機関による認可および規制を受けています。また、英国プルーデンス規制機構の認可を受けており、英国金融行為監督機構による規制およびプルーデンス規制機構による一定の規制を受けています。

(ハ) 異動の理由

報酬代行会社の属するクレディ・スイス・グループのUBSグループとの統合に伴い、報酬代行会社を変更するため。

2 関係業務の概要

<訂正前>

（前略）

(4) クレディ・スイス証券株式会社

日本における代行協会員業務を行います。

（中略）

(6) クレディ・スイス・インターナショナル (Credit Suisse International)

報酬代行会社任命契約に基づき、報酬等支払代行業務を行います。

<訂正後>

（前略）

(4) UBS証券株式会社

日本における代行協会員業務を行います。

（中略）

(6) ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch)

報酬代行会社任命契約に基づき、報酬等支払代行業務を行います。